

【周知】 犯罪収益移転防止法の留意事項について

令和8年5月現在

郵便物受取サービス業者が、個人顧客に対して非対面で行っている本人特定事項の確認（本人確認）方法について、誤認が目立つ点を改めて周知します。

1. オンライン非完結型（犯罪収益移転防止法施行規則6条1項1号リ）

○本確認方法の概要

インターネット、郵送等により、顧客から本人確認書類（現在の住居の記載があるもの）（※1）**2点**の写しの送付を受けるとともに、その本人確認書類の写しに記載されている顧客の住居宛に、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物として送付する方法。

（※1）運転免許証、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、資格確認書、国民年金手帳、母子健康手帳、住民票の写し等

○留意事項

- ・本人確認書類の写しは令和2年4月1日から2点必要。
- ・本人確認書類の写しが1点しかない場合は、現在の住居の記載がある補完書類（同施行規則6条2項1～4号）の写しで可（例えば、税金、社会保険料、公共料金の領収書の写しなど）。
- ・特に業態が「海外転送サービス」（※2）の場合
 - ⇒ 補完書類（同施行規則6条2項5号、国外の住居を証明するもの）の写しの例は以下のとおり。
 - ①外国政府（地方政府含む）・国際機関が発行するもの。
 - ②外国の国営企業が発行する公共料金の領収書（民間企業が発行するものは不可）。
 - ⇒ 取引関係文書の送付方法は、引受け及び配達記録がなされ、受取人から署名を受けるものであることが必要。

（※2）国内のECサイトで購入・配送された顧客の商品を国内の倉庫等で受け取り、国外にある顧客の住居へ転送するサービス

2. オンライン完結型（犯罪収益移転防止法施行規則6条1項1号ホ）

○本人確認方法の概要

顧客から、郵便物受取サービス業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（そのソフトウェアにより撮影された顧客の容貌及び写真付き本人確認書類（※3））の送信を受ける方法。

（※3）氏名、住居、生年月日、写真、厚さなどが確認できるものであることが必要。

○留意事項

- ・ソフトウェアは、第三者が開発し郵便物受取サービス業者に提供したものも可。ただし、画像情報の加工機能がないものであることが必要。
- ・本人確認用画像情報は、あらかじめ撮影されたものや、写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日の確認に支障が生じるものは不可。

【主な関連資料】

- ・警察庁「犯罪収益移転防止法の概要」
https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/law_com.htm
- ・経済産業省「犯罪収益移転防止法に関するQ & Aについて（郵便物受取サービス業者）」
https://www.meti.go.jp/policy/commercial_mail_receiving/questionandanswer1.pdf
- ・犯罪収益移転防止制度研究会「逐条解説 犯罪収益移転防止法」東京法令出版

【問合せ先】

経済産業省 商務・サービスグループ 商取引・消費経済政策課 郵便物受取サービス担当
電話：03-3501-1511（内線:4191）